

香美市教育委員会定例会会議録

(令和4年8月24日)

招集年月日 令和4年8月17日(水)
招集場所 香美市本庁舎 2階会議室
会議の日時 令和4年8月24日(水) 午前8時40分
出席者 宮地 憲一 浜田 正彦 西 美紀 小松 清貴
欠席者 白川 景子
傍聴 依光 晃一郎

説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
香美市立図書館長	門脇 真里
教育振興課主監	明石 芳文
香北・物部分室長	森本 ゆかり
教育振興課学校教育班長	一圓 まどか
教育振興課学校教育係長	横田 尚明
教育振興課学校教育班	浜田 礼奈

職務のための会議出席者

会議録署名委員

宮地委員

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前8時40分)

- 宮地委員長 先ほど秋月次長のご説明がありましたように、教育長がご不幸のために欠席されておりますので、職務代理者である私が、本日は進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
本日の署名委員は私になっておりますので、よろしくお願いいたします。
議事録につきましては、何かありませんでしょうか。
- 小松委員 訂正をお願いします。
- 宮地委員長 はい。
では、議案第1号から進めさせていただきます。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。
議案第1号、香美市立小中学校小規模特認校制度に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局より説明をお願いします。

議案第1号「香美市立小中学校小規模特認校制度に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」
- 事務局 (議案説明)
- 教育次長 先月の定例会で明石先生のほうからご報告していただきましたが、特認校制度の検討委員会を先月開きまして、大柝小学校と大柝中学校を追加してよろしいということの意見をいただいております、昨年度、片地小学校を特認校に指定して、また今年、大柝小学校と大柝中学校を追加するという議案となっております。よろしくお願いいたします。
- 宮地委員長 ただ今のご提案でございますが、何かございませんでしょうか。
- 小松委員 検討委員会の報告がありましたけども、その検討委員会からの提言書がまだ出てませんよね。
- 明石主監 片地の時出しましたかね。
- 教育次長 片地の時は？
- 西委員 片地の時は出てきてました。

教育次長 出てきてましたか。

宮地委員長 片地小学校の例によって簡単にまとめたので。

小松委員 日を遡ってもいいので、提出してください。

教育次長 分かりました。来月に提言書のほうを提出するようにいたします。

宮地委員長 どうぞよろしく申し上げます。

小松委員 議案については異議ありません

宮地委員長 じゃあ、議案第1号は承認してもよろしいですね。

「はい」という声あり

宮地委員長 ありがとうございます。議案第1号は承認されました。
続きまして、議案第2号をお願いいたします。

議案第2号「香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

事務局 (議案説明)

宮地委員長 という理由で、もう改正状態です。なお、新旧対照表は次のページにありますので。

条例が変わったのに、規則がその分が、変えてなかったということですね。

事務局 そうですね。この時に10月から始まる勇テラス、溪鬼荘の貸し出しの為に、たくさん追加とか入れ替えとかをした時に、正しいものになってなかったところを今回改めるものです。第5条中、入館券の交付については、元々現行の第11条じゃなくて第6条に記載されているものです。第6条というのは、入館料等の減免についても書かれているもので、元々第12条ではなく、第7条に記載されている内容です。

第7条は、入館料等の還付、これも元々条例第13条ではなく、条例第8条に記載されているもので、今回修正するものです。

あと、その下の追加になります「記念館内南スペース」というのは、吉井勇記念館内にある、本を置いてあったり、ちょっと座っているいろいろ読んだりする、ちょっとしたスペースがあるんですけども、イベントの際に例えば溪鬼荘、勇テラスを使おうと思った時に、雨天のなんかの場合にこちらのほうを利用することも想定されるため、今回追加し改めるものです。

浜田委員 確認だけ。条例の条文のただし書きの部分が変わりましたよね。その場合に、旧来の規則にあったただし書き、条例第1条のただし書きとか、ただし書きの規則の部分は削除されてるんですか。
片一方に移ったということは、片一方のほうが無くなるということ？現行の。そこは確認だけです。
もしそこを削除するのなら、この規則の中に削除の分が必要なので、そこだけ確認したい。

事務局 そうですね、はい。

浜田委員 そのまま残ってしまいます、ここでやってないと。

事務局 何回か見比べてみましたが、これで正しく直りました。

宮地委員長 よろしいですか。
他にありませんか。
それでは、議案第2号につきましては、承認でよろしいでしょうか。
ありがとうございます。承認されました。
続けて、議案第3号をお願いいたします。

議案第3号「通学区域（校区）外通学について」

（議案第3号は非公開案件審議）

議案第4号「通学区域（校区）外通学について

議案第5号「通学区域（校区）外通学について

（議案第4，5号は非公開案件審議）

議案第6号「区域外就学について」

(議案第6号は非公開案件審議)

議案第7号「通学区域(校区)外通学について」

(議案第7号は非公開案件審議)

宮地委員長 そしたら、報告は後に回しまして、追加議案に次行きます。
議案第8号をお願いいたします。

議案第8「香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」

事務局 (議案説明)

宮地委員長 ありがとうございます。

浜田委員 ちょっと文章を、「第9条を第19条とし、」のこのポジションが分かりにくくて、だから解読しにくかったんですけども、結果的に第6条の次に第7条から第16条までを加える、「第9条を第19条とし、第7条を第17条とし、」というような文章になるんですかね、本来なら。
この第6条の次に、次の、下の…

事務局 法制に確認していただいた上でこのようになっておまして…

浜田委員 いやそうやけど、本来なら若いほうの、順番で…

事務局 それが分かりやすいと思います。数条加わったことによって、10条プラスされたと。

浜田委員 「次の10条」言うのは読まな分からんわけよね。本来言うたら、法制的に言うたら、第7条から第16条までを追加し、ほんで後に、変わった部分の第7条を第17条とし、第8条を第18条とし、第9条を第19条とするというのは。

事務局 このままでいいでしょうか。法制の…

浜田委員 文言自体そこらをちゃんとして、今見て読んで、なかなか頭へ入らるので。

宮地委員長 よろしいですかね。
この条例に対する意見聴取ですけど、手前にいただいちゃったらもっと、読み運びが出来たんですね。これだけ大きなものをいきなりどうって言われても、分かりにくいんですよ。だから…

教育次長 今回はちょっと議会の日程が詰まっていて済みません。急遽追加議案にしてもらったんですけど。

事務局 ちょっと図書館だけで決めれないことがございまして、行政財産の使用料条例も絡んでくる部分があって…

宮地委員長 うん、それは分かります。分かるけれど、いきなり今日出されてどうかって言われたら、なかなか読み込みがしづらいんです。

教育次長 そうですね。

宮地委員長 だから、定例の教育委員会以前に議案をもらっていますのでね、その時いただいちゃったら、しっかりと読み込んで、意見がもっと言いやすかったんじゃないかと思うんですけども。今だから浜田委員、ちょっと今そういう部分で意見を言われたと思うんですけど。

教育次長 条例の制定については、1週間前には必ず出せれるようにしていきます。

宮地委員長 そうですね、是非お願いいたします。
浜田委員、どうですか。

浜田委員 いや、読んで大体了解出来てます。ただ書き方の問題です。

宮地委員長 私のほうで1つよろしいでしょうか。
このいわゆる、つながる一むの使用料金ですよ、これ何かどっかに基準が、どっかで設定したんですかね。

事務局 これは中央公民館のまず使用料、あとオーテピアの使用料、あと面積、あと時間帯、そういったことを全部協議して、図書館協議会でも諮って、中央公民館と丁度オーテピアの面積で言う半分ぐらいの使用料で設定しています。

その理由は、まず中央公民館により安いというのはどうかということで、中央公民館よりは高く、オーテピアよりは低くという。

宮地委員長　まあ出来るだけいろんな方に利用していただきたいということであれば、出来るだけ安価な値段のほうが良いですけどね、私はそういう意見を持っています。

事務局　次の規則で減免規定を設けております。

宮地委員長　分かりました。
他に何かご意見ございませんでしょうか。
浜田委員、ありませんかね。
そうしましたら、今意見が出ましたので、そういう意見ということでよろしゅうございますでしょうか。

浜田委員　確認をして、もし私が言ったほうが良いようであれば、訂正をお願いしたいと思います。

宮地委員長　はい、議案第8号はこれで終了として、次の議案第9号をお願いいたします。

議案第9号「香美立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」

事務局　（議案説明）

宮地委員長　今ご説明がありましたが、何か質問や意見がありましたらお出してください。

小松委員　「貸出し」という字句は、「し」という字が入っているのが正しいのですか。

事務局　はい

宮地委員長　条例の改正がかなり大きな改正になっています。それにつれて、規則もかなり大幅になっていますね。
それから、減免措置についてはこれでもう分かりました。
私のほうで1つ質問ですけど、よく分からないんですがね、「冊数」が「点数」に変わったっていうのは、これ何かありますか。

事務局　図書館の資料を全て冊と数えるわけではなく、例えば視聴覚資料、DVD、そういったものを冊と数えないで、点というのが一般的です。

宮地委員長 「点」に変えたんですね。
どうでしょう、何かございませんか。

浜田委員 第13条の「音読」の部分、「音を立てる行為」に改めたというのは、音読という限られた部分だけだからということですよ。

事務局 そうですね。例えば静寂の図書室であれば、そこを利用してキーを打つ音、そういったところとかも対象となりますので、音を立てる行為に改めました。

浜田委員 こうやって取り決めることは大変大事なことですけど、逆に過剰反応された場合に、図書館の中で音を立ててはいけない場所言うか、いう部分で、個人的ないろんなことがあって音が立った場合に、その辺注意しておいてもらいたいというのが、まあそういうことは無いと思いますけども。

事務局 今回、「所定の場所以外」というのが付いてますので、音を立てるのが。

浜田委員 そうすると、静寂室とかそういう部分で限られるということですね。

事務局 そうです。静寂読書室と学習室です。それ以外はお話ししてもいいということ。

浜田委員 分かりました。逆に思ってた。

宮地委員長 次行ってよろしいですか。私のほうから1つお願いします。
施設の遵守事項ですね、10項目あるんですが、その半分ぐらいは、いわゆる許可を受けたらこの限りにあらずということによろしいですか。

事務局 そうですね、申請をしていただいて、その内容を精査して、許可が出るか出ないかによって、今書かれている分でも、例えば物品販売、可能な場合も出てくるかとは思われます。

宮地委員長 その許可をするしないの判断も、やっぱり基準というものを一定作っておかないと、非常に恣意的に判断をするという可能性が出てきますので、どうしてもそういった、いわゆるGOサインを出す出さないの手前の部分で、そういったものが必要じゃないかというふうに思います。
その辺は…

生涯学習振興課長 そうですね、まだ想定が出来てないことが沢山あるので…

宮地委員長 結局新しい図書館ですから、新しい基準で行こうと言うた時には、そういったことも細かく細かく定めていかないと、変にこう規制をすると使いにくくなるし、だからと言って全部緩めてみたら、それもおかしなことになりますので、そういったことも気を付けていただいたらと思います。

事務局 なるべく図書館でしたら柔軟に決めていくつもりなので、余りここから先またそれを決めてしまえば、まあ動きにくくなるということも出てくるかとは思うので、その都度、許可を出すか出さないかというのは内容によってだと思いで、なかなかその細かくは難しく書き切れないかとは思っております。

宮地委員長 でもやっぱり、決めどは決めちよかないかと私は思います、ある程度はね。予期せぬことが出来たらいかんけどね。

事務局 教えていただいているんですか。
例えば飲食物を販売するとなったら、どういった基準？

宮地委員長 だから、それはどういう基準で認めるんですかっていうことですよ。
例えば、ここに、第6号にありますが、「飲酒」というのが出てくるんですよ、お酒。だから、許可を受けないで又は飲酒を、そうやってきますと、いわゆる飲酒というのは想定してないんですよ。

事務局 ここがですね、栲原の図書館は飲酒してました。

(笑い声あり)

事務局 今図書館はいろんなパターンで、飲酒オーケー、許可をして飲酒をしている図書館もあります。そういったこともあるので、許可次第、内容次第だとは思っています。飲酒が絶対ダメだということではまだ動いてないです。

宮地委員長 まあ、栲原の図書館は、図書館そのもので音楽会やるわけですから、ピアノもドンと置いてあって、あの図書館の中で音楽会をやるんですよ。だからそういう発想で行ってますので、結構なことやと私は思ってるんですけど。
まあ要するに、今の担当が替わっても、やっぱりそういったやっぱり基準をきち

っと作っておかないと、この前は結構、この前はいかんっていう、個人のやっばり判断で行っていくのは如何かなと思います。

ごめんなさい。進行役が言うて。

浜田委員、何かありませんか。

浜田委員 まあ、そのような、新しい図書館なので、何が起こるか分からない部分もあるし、従来の図書館を調べて、今まで起こったこと、不都合とかいろいろあって、そういうことの積み重ねで行って、こういう取り決めというのは基準とかは出てくるんだと思います。周りの図書館いろいろ調べた上で、宮地委員が言われたようなことも踏まえて、決めていく、今門脇さんやから、一定の館長としての知識とかいろんなもんが豊富であるけれども、例えば館長さんが替わった場合、その人の今度判断だと、ちょっと、その知識とかいろんなものが狭いと、判断が歪んでくる場合もあるので、その辺のことをちょっと心配されてるんだと思いますので、その辺のことも配慮しながら、ちょっと積み重ねていてもらいたいなと思いますので、よろしくお願いします。

宮地委員長 他にご意見ございませんでしょうか。

ございませんか。

それでは、この議案について承認してよろしいでしょうか。

「はい」という声あり

宮地委員長 はい。異議がございませんので、承認をいたします。

続いて、議案第10号をお願いいたします。

議案第10号「通学区域（校区）外通学について」

（議案第10号は非公開案件審議）

宮地委員長 議案はこれで終了いたしました。

次に、報告第1号からよろしくお願いいたします。

報告第1号「香美市高等学校等奨学金の認定について」

事務局 （報告説明）

- 宮地委員長 ご苦労様でした。ありがとうございました。
今報告いただきましたが、何かご意見等、質問等ありませんでしょうか。
認定が83件ですね。
最終学年の方が何人かおられますので、この方々はもう来年からは無いと。
実際には増えてきてるんですかね。
- 事務局 昨年が丁度80でして、その前70人ぐらいでしたので、年々少しずつ増えては
きています。
- 宮地委員長 経済的に苦しくなっているのかな。
- 浜田委員 国のほうも、大学に向けては減免の拡充とか、いろんなことを図れということ
を言ってますので、実際日本学生支援機構、昔で言う育英会の部分もだんだん
だん広がってきてることは事実。だから昔は貸し出しだけやった、返済を求めて
たんですけど、最近は給付の部分もかなり増えてきていますので、そういった面
で非常に経済的な部分が厳しいんじゃないかなと。金額的なこともあるやろう
けどね、給付だから余り何万円も下さいと言うのは、自治体にはなかなか難しい
話やと思いますからね、貸し出しであればまだしも。
- 小松委員 給付型っていいですよ。ね。
貸与になると、回収がなかなか大変です。
- 宮地委員長 ありがとうございます。それから次、報告第2号をお願いいたします。

報告第2号「香美市立中学校部活動検討委員の委嘱について」
- 事務局 (報告説明)
- 宮地委員長 ご苦労様でございました。何かありませんでしょうか。
- 浜田委員 前回の会でも言ったけど、この検討委員会で国から示されているような部活の
地域移行という部分について、全国一律なので、大きい都市も小さい都市も違
うから、くれぐれも学校とよく話し合いながら、洗い直し、いろんな問題、課題を
出してきてもらって、最終的には大きな検討委員会言うか、会を、協議会なんか
を持ってそこでやるということなので、まあ慎重にお願いします。

- 生涯学習振興課長 問題とかいろいろなことの洗い出しを、この場で出来るだけ詳しくしていきたいと思います。
- 浜田委員 それで地域から体育協会とかいろいろあるので、そういう部分も含めて、素直にこう行けるのか行けないのかという部分を、くれぐれも課題だけやのうて、どうやったら行けるかという部分の道筋を。出来ないものは出来ないで仕方ないと思う、人材がなかなかいないので。
- 生涯学習振興課長 いろいろ国が、まだ決まってないのでなかなか。でも、いろいろ想定されることは検討していきたいと言うか、問題を出しておきたいと思っております。
- 宮地委員長 他にありませんか。
- 西委員 なかなかでも保護者の意見もあるので、なかなか難しいですね。うちも子どもが中学校の時に部活動を減す、もう生徒数も減ってきて、実際単独で参加出来ない、どっかと合同チームを作らないと出来ないとかいう現状にあるけれども、保護者としてはどうしてもやっぱり置いて欲しいと言う。保護者の意見も出てきて、校長先生がそれを説き伏せるというのは、なかなかやっぱり難しい現実もあって、なのでかなり時間もかかるのかなと思いますね、かなり話し合わないと。子ども自体も今ある部活に仕方なく参加してる子どももいて、ほんとにやりたい部活が学校にあるかと言うと、無いっていうパターンが凄く多いので…
- 生涯学習振興課長 ほんとはバスケをやりたいけど陸上に入っちゃったとか。
- 西委員 そうなのもありますので
- 生涯学習振興課長 あります。
- 西委員 そのあたり、子どもの意見なんかもやっぱりちょっと聞いてあげるのもいいのかなと。
- 明石主監 先ほどの西委員のことにはなっただと思いますけれども、今回出された報告は、香美市全体のことに関する部活動の検討委員会ですけども、先ほどのような各学校のことに関しましては、各学校でいわゆる検討委員会を設置する必要があるのではないかなと思っています。そうでないと、やはり学校だけで決めることはなかなか難しいですし、現に鏡野中学校も児童数がもう半減する中で、クラブの

数は同じであると。そういう現状の中でやはり、非常に部活動に関しても、また先ほど言われたように子ども達のほんとのニーズに合った、今の子ども達のニーズに合った部活動が果たしてくるのかということも含めて、子どもからも意見、保護者の意見、それから地域スポーツとの関係性もあるし、少年団との兼ね合いもあると思うので、何かそういったものをやっぱり学校に作った上で、各学校の話し合いをしてもらって、そこからも集約していくという方向性が必要ではないかなと。そうじゃないとなかなか学校長が矢面に立って、なかなか学校運営も難しくなるのではないかなということが危惧されます。

宮地委員長 文化部についてもこの前提言が出されましたね、これから大きなやっぱり課題になってますし、これはもう単に学校の問題じゃなくて、社会問題としてこれから考えていかんといかんし、それこそ学校教育は大きな転換期になってますので、単なる部活っていうんじゃなくて、大きな社会的な課題ですよ。

まあこれは教員の負担軽減、労働時間を短縮するのが目的でしょう。

小松委員

25年までに決めないけませんからね。それもかなり厳しい予定になるうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

宮地委員長

小松委員

小さなとこだとやっぱり人材がねえ、なかなか。まあ当面は、休日の分を移行して行くんですかね。

生涯学習振興課長

そういうふうに県からは示されています。

宮地委員長

人材ですよ。

生涯学習振興課長

やっぱり子どもも減ってきてきたとき、なかなかちょっと。

小松委員

なんか部活動が教育の一貫というように我々は思ってたんですけど、そうでもないがですよ。

西委員

昔はでもそうですよね。教育の一貫としての部活。

浜田委員

今まではね。

けれど強制じゃないですよ、帰宅部もいるでしょう。

小松委員

浜田委員

けどまあ、中体連とか、諸団体で体育に関する教育を通して精神というか、学校の先生が中心になって大元を作ってますよね。それが何故か言うたら、今まで教育の一貫としての部活というのが中高にはあるから。大学なんか部活は教育とは関係ないですね、自治活動、学生達の活動で、判例で決まっています。やっぱり、そこまでは中高は行ってないので、やっぱり教育抜きにしては部活は語れない、だから先生が悩むわけですよね。

宮地委員長

今西委員が言われたように、子どものニーズが変わってきましたね。従来のだから、規定の部活っていうんじゃないかと、もっと別のことしたいんだと、漫画したいとかですね、そっちのほうに。ですから、野球だとかバレーボールだとか、もうサッカーもだんだん減ってきたでしょう、ニーズが少なくなっている。その代わり何かバスケットボールとかですね、それから、スケートボードですか…

ダンスなんかも、ダンスがあったり…

西委員

ダンスとか、どんどん。

宮地委員長

Eスポーツとかね。

小松委員

ですから、そういう子どものニーズを考えたら、正にそういう、いわゆるもうジャンルというのは指導者がいないんですよ、一番困るんですよ、そこが。

宮地委員長

だから、場所はどっか提供出来るとしても、それを指導してくれる人が居ないと、なかなか厳しいですよ。

まあ、今の既存の、だからスポーツ施設、文化施設、或いは学校とか、そういったことを当然利用してやっていくようになるんでしょうけれど、一番のポイントはなかなかやっぱり、指導者ですね。

まあ、そういった大きな課題がありますので、よろしく、非常に大きな問題ですので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

本日の教育委員会の議題はこれで全て終了しましたので、委員の皆さんから何かございませんか。

じゃあ、一旦これで教育委員会を終了させていただいて構いませんか。

以上で教育委員会を終了いたします。

(閉会時刻：午前10時02分)